

10月1日から
制度が一部
変わります！

令和4年度西都市子育て世代 移住促進住宅取得助成金交付事業

西都市は子育て世代の転入促進を図るため、市内に住宅を「新築」又は「購入」した子育て世代の転入者に対し、助成金を交付します！

対象者（すべてに該当すること）

- 転入者である方
- 申請日時時点で、40歳未満もしくは中学生以下の子どもを養育し同居している方
- 新築住宅の工事、新築住宅・中古住宅の購入のいずれかを行う方
- 世帯員全員が西都市税の滞納がない方
- 自治会に加入する又は加入を予定している方
- 過去に「子育て世帯等住宅取得助成金」の交付を受けていない方
- ※転入者…西都市への転入予定者で、申請日から直近3年間西都市に住所を有しない方
<既に転入している場合>

9月30日まで

転入前の3年間本市に住所を有しておらず、かつ申請日において**転入後1年以内**の方

10月1日から

転入前の3年間本市に住所を有しておらず、かつ申請日において**転入後3年以内**の方

助成金の額

- 新築住宅（工事もしくは購入）×市内業者を利用した場合 200万円
- 新築住宅（工事もしくは購入）×市外業者を利用した場合 100万円
- 中古住宅購入の場合 50万円

対象の住宅

- 新築住宅の工事 ・建物本体の工事に係る費用が税込1,000万円以上のもの

9月30日まで

・工事請負契約締結後～工事着工前であるもの

10月1日から

・工事着工後～完成前であるもの

- 新築住宅の購入 ・建物本体、土地及び建物に付随する施設の費用が税込1,000万円以上のもの
・当該住宅の所有者が助成対象者及び世帯員の3親等以内の親族でないもの
・売買契約締結後～引渡し前であるもの
- 中古住宅の購入 ・西都市空き家等情報バンクに登録されているもの
・購入費（土地代含む）が税込300万円以上のもの
・当該住宅の所有者が助成対象者及び世帯員の3親等以内の親族でないもの
・売買契約締結後～引渡し前であるもの

申請の方法

申請する場合は以下の書類の提出が必要です。

- ・交付申請書（10月1日から申請様式が変わります）
- ・事業計画書、収支予算書
- ・新築住宅の工事又は購入に係る契約書の写し
- ・立面図及び平面図の写し
- ・本人及び世帯員の市税完納証明書
- ・住民票の写し（市町村役場で取得したもの（原本に限る）、世帯全員の続柄の記載があるもの）
- ・戸籍の附票（転入前直近3年間の住所が確認できるもの）

様式はコチラからも
ダウンロードできます⇒



9月30日まで

- ・工事予定地（購入の場合は対象住宅地）の現況全景写真 ※1枚で撮影できない場合は別方向から2枚

10月1日から

- ・工事中的新築住宅（購入の場合は対象住宅）の現況全景写真 ※1枚で撮影できない場合は別方向から2枚
- ・工事の着工を証明する書類